



第3次香美市障害者計画

概要版



香美市障害者計画は、障害者基本法第11条に定める市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画です。計画期間は平成30年度～平成35年度です。

計画の基本理念 障害のある人もない人も、一人ひとりの 人格と個性を尊重し合う共生のまち・香美市の実現

基本目標1

お互いが認め合い、支えあう地域社会の実現をめざして

障害に対する理解や配慮を促進します
障害のある方の尊厳の保持に努めます

基本目標2

こどもの成長に応じた支援の仕組みづくりをめざして

障害の早期発見・早期療育を推進します
年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実と支援が継続する体制をつくります

基本目標3

生涯を支える健康づくり・医療をめざして

健康づくりを推進します
医療・障害の軽減への支援を行います

基本目標4

いきいきと社会参加できるまちをめざして

社会参加を促進します
就労支援の充実を図ります

基本目標5

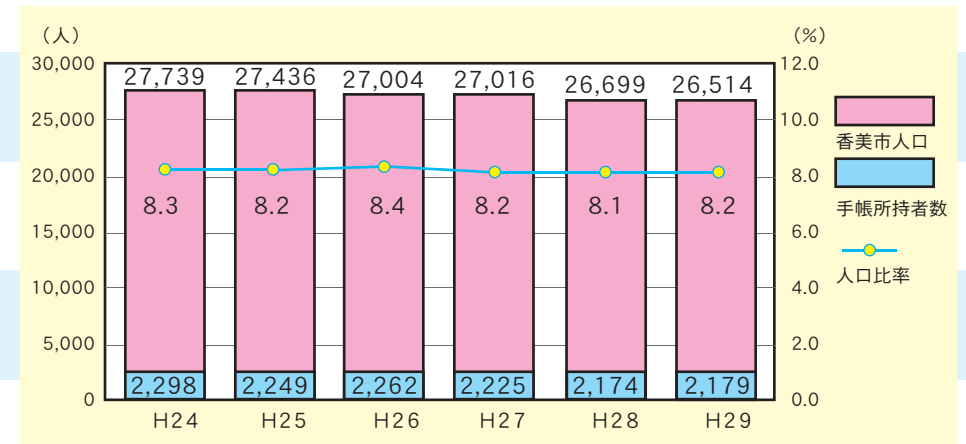
住み慣れた地域で自立し、安心して暮らせるまちをめざして

総合的な相談支援体制を充実させます
情報提供体制やコミュニケーション支援を充実させます
生活支援を充実させます
住民参加を促進します
住みよさを支える快適な環境整備に努めます
安心・安全な環境整備に努めます



香美市の現状

市の人口に占める障害者手帳所持者数の比率は、ここ数年8%台で推移しています。



アンケート・ヒアリング調査

計画策定にあたり、障害者手帳をお持ちの方、市民、特別児童扶養手当受給者、事業者別に4種類のアンケート調査を実施しました。1,820人に調査票を送付し、709人の方から回答をいただきました。また、障害者関係団体等を対象にヒアリング調査を実施しました。

ご協力いただき
ありがとうございました



■調査結果から見える課題
障害の理解については、地域により差があるほか、障害種別によって偏見や認知度に差があります。また、子どもの理解がまだまだだという意見もあり、子どもの頃からの理解促進が必要です。保育・教育については、本人にあった継続した支援ができる体制づくりが必要です。

第2次香美市障害者計画の取り組み状況

- ・障害者相談支援事業の委託
- ・福祉タクシー利用券の交付等による移動支援
- ・支援継続のため「香美市支援ファイル」の作成
- ・障害者虐待防止センターの設置
- ・障害者虐待防止等連携協議会の設置
- ・発達障害についての理解啓発チラシ配布
- ・音声版市広報の発行
- ・新設道路のバリアフリー化
- ・市広報誌や市ホームページ等での情報発信

この計画は香美市公式ホームページに掲載しています。
<http://www.city.kami.lg.jp>

